資料7

**平成27年度報酬改定**

平成２７年6月16日

江戸川区

 計画相談支援事業所

連絡会

**●障害児相談支援費の算定**

|  |
| --- |
| 報 酬 告 示 |
| **３　初回加算　　　　　500単位**　注　指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。 |
| 留 意 事 項 通 知 |
| **○初回加算の取扱いについて** 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。 （1）新規に障害児支援利用計画（児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。）を作成する場合 （2）障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合 |

**●計画相談支援費・障害児相談支援費の算定**

（注）以下の告示・通知は特定相談支援においても同様です。

|  |
| --- |
| 報 酬 告 示 |
| **４　特定事業所加算　　　300単位**　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（指定基準第３条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）は、１月につき所定単位数を加算する。 |
| 留 意 事 項 通 知 |
| **○特定事業所加算の取扱いについて** (1）趣旨 特定事業所加算制度は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。 （2）基本的取扱方針 この特定事業所加算制度の対象となる事業所については、 ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専従の相談支援専門員が３名以上配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であること が必要となるものである。 本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 （3）厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針 各要件の取扱については、次に定めるところによること。 ① イ関係 当該加算を算定する事業所においては、少なくとも常勤かつ専従の相談支援専門員を３名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。なお、２名（相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員１名以上を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所（※又は指定障害児相談支援事業所）の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所（※又は指定特定相談支援事業所）又は指定一般相談支援事業所の場合については、当該相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 ② ロ関係 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。 (一)議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 エ 保健医療及び福祉に関する諸制度 オ アセスメント及び障害児支援利用計画の作成に関する技術 カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 キ その他必要な事項 （二）議事については、記録を作成し、５年間保存しなければならないこと。 （三）「定期的」とは、概ね週１回以上であること。 ③ ハ関係 二十四時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。 ④ ニ関係 相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。 ⑤ ホ関係 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければならないこと。 （4） 手続 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 |

　　※については、江戸川区において参考加筆した。